

四日市市告示第 395 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

平成 27 年 9 月 25 日

四日市市長 田中 俊行

1 発表事項

赤堀 2 丁目地内における土壤汚染について

2 発表内容

平成 27 年 9 月 25 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項の規定に基づき、ピアスアライズ株式会社（大阪市北区豊崎 3-19-3 代表取締役 阪本和俊）から同社所有地（四日市市赤堀 2 丁目 12-31）における土壤汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、平成 27 年 5 月 11 日から平成 27 年 7 月 9 日にかけて自主的に所有地（6,305.77m²）について土壤調査を実施したところ、土壤溶出量基準を超過する鉛及びその化合物と砒素及びその化合物が検出されました。（地点は土壤調査地点参照）

また、土壤溶出量基準を超過した地点でそれぞれ地下水を調査したところ、地下水基準値以下であったことから、周辺への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質の濃度は次のとおりです。

土壤汚染（溶出量）

物質名	最大濃度 （溶出量基準の倍数）	溶出量基準	汚染深度
鉛	0.021 mg/L（2.1倍）	0.01 mg/L	表層～1.0 m
砒素	0.072 mg/L（7.2倍）	0.01 mg/L	表層～1.0 m

3 対応方針

（1）9 月 28 日、現地への立入調査を実施します。

（2）汚染範囲の土壤については、掘削除去工事を行う予定ですが、工事が適切に行われるよう指導します。

（環境部環境保全課）